令和4年11月改訂

(趣旨)

1 本規程は、「一宮市学校教育ネットワーク管理運用要綱」(以下、「運用要綱」という。) 及び一宮市小中学校におけるホームページ公開に関する要綱(以下、「公開に関する要綱」 という。) に基づいて、一宮市立丹陽西小学校におけるホームページ公開に関して必要事項 を定めるものとする。

(ホームページ開設目的)

2 本校の教育活動を広く発信し、開かれた学校づくりの一助とするとともに、その教育成果を公開する中で意見を収集し、その後の教育計画に役立てることを目的とする。

(ホームページによる情報発信)

- 3 管理責任者は校長とする。校長は、「運用要綱」「公開に関する要綱」及び本規程に基づいて適切な発信内容であることを確認しなければならない。
- 4 学校のホームページによる情報発信は、学校の公的名称「一宮市立丹陽西小学校」を使用する。管理責任者である校長名をホームページ上に掲載する。
- 5 ホームページによる情報発信ができるのは本校の教職員でなければならない。したがって、児童、PTA役員、同窓会役員等が作成したページを発信する場合、担当者は校長の 承認を得なければならない。

(児童の個人情報の発信とその範囲)

- 6 ホームページで児童の個人情報を発信する場合は、本人および保護者に対して、個人情報を発信する趣旨を説明し、同意を得たうえで発信するものとする。
- 7 学校のホームページに掲載した児童の個人情報について、本人もしくは保護者から訂正・削除の要請があった場合には、速やかに要請に応じなければならない。
- 8 学校のホームページで発信する児童の個人情報の発信に関しては、次の各号に定めるものとする。
- (1) 氏名については、発信を認めない。
- (2) 児童の意見、主張、作品等については教育上の効果を考慮し発信することができる。
- (3) 児童の写真を使う場合は、集合写真など個人が特定できないものや同意のあるもののみ発信することができる。

(ホームページの内容)

- 9 学校ホームページの内容は、ホームページの開設目的を達成するため、次の各号に定めるものとする。
- (1)トップページに、以下の情報を掲載する。

学校情報(校長名、学校所在地、電話番号、FAX番号)

- (2)トップページに以下のボタンを作成する。
 - ①学校概要(学校紹介、児童数一覧表、沿革史、校歌、マスコット旗について、ホームページ運用規程)
 - ②人権教育(本校のいじめ防止基本方針、一宮市いじめ防止基本方針、相談窓口一覧)
 - ③コミュニティスクール

- ④学校日記
- ⑤日課表
- ⑥行事予定 (月間行事予定、年間行事予定)
- ⑦各種たより (学校全体、各学年、特別支援学級)
- ⑧ESD(ESDとは、琴の練習)
- ⑨学校評価 (保護者アンケート結果、児童アンケート結果)
- ⑩緊急時の登下校 (異常気象時の対応、大地震時の対応、特別警報発令時の対応、感染者・濃厚接触者発生時の措置)
- 11)各種手続
- 1型携帯メール登録・解除
- ③ アクセス
- ⑭新型コロナ感染対策
- (3) 以下のブログのカテゴリを作成する。
 - ①各学年、特別支援学級
 - ②丹西小 D i a l y
 - ③児童会·委員会
 - ④本校の人権教育
 - ⑤コミュニティスクール
 - ⑥ PTA活動
 - ⑦ E S D
- (4)ブログ記事のタイトルには日付を記載する。